

(平成21年4月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から40年3月まで
② 昭和44年4月から同年9月まで

私が20歳の時に、勤務先の社長の妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していた。同時期に勤務していた同僚も同様に、社長の妻が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

また、結婚後、A市に転居し、A市役所B支所において申立期間②の保険料を納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は6か月と短期間であり、申立人は、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が昭和44年10月から46年3月までの保険料を同年5月24日に過年度納付したことが確認でき、この時点では、時効とならない申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①当時における勤務先の社長の妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間①当時における勤務先の社長の妻も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険事務所が管理する

国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 40 年 6 月ごろと考えられ、この時点では、申立期間①については過年度保険料となるところ、申立人は、申立期間①の保険料の納付状況について何も記憶しておらず、保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 52 年 7 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 59 年 3 月

私は、昭和 36 年ごろ、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。各申立期間の保険料については、A 市内の金融機関において、口座振替により納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、各申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間③及び④についても、社会保険事務所が管理する保険料還付整理簿により、時効成立後ではあるものの、保険料を納付したことが確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①は 3 か月、申立期間②は 6 か月とそれぞれ短期間である上、申立期間①及び②の前後において申立人の仕事や生活状況に変化は認められないことから、申立期間①及び②の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

2 一方、申立人は、口座振替により申立期間③及び④の保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が管理する保険料還付整理簿により、申立期間③の保険料については昭和 55 年 12 月に、申立期間④の保険料については同年 3 月及び同年 6 月に、それぞれ「時効後納付」を理由として

還付されたことが確認でき、口座振替により納付可能な保険料については現年度の保険料のみであることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、口座振替により申立期間⑤の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、昭和59年5月及び同年6月の保険料をA市及びB区において重複納付し、同年11月に、この2か月分の保険料が同年1月及び同年2月の保険料に還付充当されたことが確認できることから、同年11月時点では、同年1月から同年3月までの保険料については、未納であったものと推認できる。

さらに、申立期間③、④及び⑤の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間③、④及び⑤の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 52 年 7 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 59 年 3 月

私は、昭和 36 年ごろ、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。各申立期間の保険料については、A 市内の金融機関において、口座振替により納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、各申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間③及び④についても、社会保険事務所が管理する保険料還付整理簿により、時効成立後ではあるものの、保険料を納付したことが確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①は 3 か月、申立期間②は 6 か月とそれぞれ短期間である上、申立期間①及び②の前後において申立人及びその夫の仕事や生活状況に変化は認められないことから、申立期間①及び②の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

2 一方、申立人は、口座振替により申立期間③及び④の保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が管理する保険料還付整理簿により、申立期間③の保険料については昭和 55 年 12 月に、申立期間④の保険料については同年 3 月及び同年 6 月に、それぞれ「時効後納付」を理由として

還付されたことが確認でき、口座振替により納付可能な保険料については現年度の保険料のみであることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、口座振替により申立期間⑤の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、昭和59年5月及び同年6月の保険料をA市及びB区において重複納付し、同年11月に、この2か月分の保険料が同年1月及び同年2月の保険料に還付充当されたことが確認できることから、同年11月時点では、同年1月から同年3月までの保険料については、未納であったものと推認できる。

さらに、申立期間③、④及び⑤の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間③、④及び⑤の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和37年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年5月から同年9月までは2万円、同年10月から37年4月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から37年5月1日まで

昭和32年7月20日から43年12月18日まで、継続してA社に勤務していたにもかかわらず、同社B分店に勤務していた期間のうち、昭和36年5月1日から37年5月1日までが厚生年金保険被保険者期間になっていないことが、ねんきん特別便により判明した。

A社を一度も退職することなく勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日が昭和36年5月1日であるにもかかわらず、同年10月に昭和36年度算定基礎（標準報酬月額）が決定されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社B分店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同僚27人の資格喪失日が、当初、昭和36年5月1日であったことが確認できる上、申立人と同僚の資格喪失日は同一日に処理されたことが確認できるところ、同僚については、資格喪失日が昭和36年5月1日から37年5月1日に訂正されていることから、申立人の資格喪失日のみ訂正が行われなかったのは不自然である。

さらに、A社B分店が社会保険適用事業所でなくなった昭和37年5月1日時点で厚生年金保険被保険者であった者は、同日付けで同社C地方部において被保険者資格を取得しているほか、申立人と同時期に勤務していた同僚3人は、B分店からC地方部へと異動し勤務していたと証言していることなどから、申立人は、申立期間に厚生年金保険被保険者として、同社に勤務して

いたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和37年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B分店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年10月の標準報酬月額算定基礎届（定時決定）の記録により、36年5月から同年9月までの期間については2万円とし、36年10月から37年4月までの期間については、36年10月の定時決定により2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月19日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた昭和19年6月1日から20年8月19日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年11か月後の昭和22年7月22日に支給されたことになっていることから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳に記載された申立人の生年月日は、申立人の一つ前の厚生年金保険手帳記号番号の者の生年月日と同一となっており、戸籍により確認できる申立人の生年月日と相違している上、訂正された形跡も無く、仮に、申立人又はその委任を受けた代理人が脱退手当金を請求した場合、申立人の生年月日は訂正されるものと考えられることから、申立人の意思に基づく請求であったとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が登載された頁の前後5頁に登載されており、かつ、社会保険庁のオンライン記録により確認できる申立人を含む24人について、オンライン記録上、脱退手当金の支給記録がある8人のうち、申立人を含む7人には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給済みであることを示す「脱」の表示が無い。

加えて、調査対象とした24人のうち、社会保険事務所が管理するA社の健

康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給済みであることを示す「脱」の表示があるにもかかわらず、オンライン記録上、脱退手当金の支給記録が無い者が二人確認できることから、記録の管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。